議第82号

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年9月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市久々野多目的センター多目的室使用者の利便性向上を図るため改正しようとする。

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例(平成29年高山市条例第19号)の 一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(使用料)	(使用料)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 多目的室を使用する者(以下「使用者」と	2 第4条第1項の規定により多目的室の使用
いう。)は、 <u>使用の許可の際に使用料を納付</u>	<u>の許可を受けた者</u> (以下「使用者」という。)
しなければならない。	は、 <u>使用料を前納</u> しなければならない。 <u>ただ</u>
	し、市長において特別の理由があると認める
	<u>ときは、この限りでない。</u>

附則

この条例は、公布の日から施行する。